

会議名称：平成30年度11月期古賀市社会教育委員の会議

日時：平成30年11月21日（水） 19時～21時00分

場所：古賀市役所 第2委員会室

主な議題：①講義「古賀市生涯学習笑顔のつどいの今後の方向性について」

「社会教育委員の役割について」

②古賀市社会教育施設使用料減額免除制度の見直しについて

傍聴者数：なし

出席者：松本委員、松末委員、船越委員、角森委員、國友委員

上野委員、井浦委員、村山委員、平島委員

（以上委員9名）

青谷教育部長、中村生涯学習推進課長、柴田参事補佐、森田

欠席者：檜山委員

事務局：生涯学習推進課社会教育振興係

配布資料：レジュメ

会議内容：以下のとおり

松本議長：

皆さんこんばんは。定刻になりましたので会議を始めます。10月は福プロ、九プロの研修がありましたので定例の会議がありませんでしたが、十分に研修を積まれたかと思しますので、学んだことを活かして様々なご意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは「2. 協議事項」にうつります。本日は講義ということで、社会教育事務所の萩尾先生をお呼びしております。萩尾先生につきましては、本年度の笑顔のつどいにおいても助言者として参加いただきました。笑顔のつどいも5年たったということで、皆さんで見直し、また、今後の社会教育委員の会議をどのような方向で進めていけばよいか、私達にもわからないことがたくさんありますので、本日は萩尾先生にそれらについてご講義いただいて、その後に先生に質問をさせていただいて、それを基に今後の社会教育委員の役割や笑顔のつどいの方向性について、展望を見出したいと思ひます。それでは萩尾先生、よろしくお願ひします。

講師：

皆さんこんばんは。あらためまして、福岡教育事務所社会教育室の萩尾と申します。9月2日に開催されました笑顔のつどいに、私も参加させていただいて、本当にいい研修会をされているなという印象を受けました。その後、社会教育委員の会議の中で、笑顔のつどいの今後の方向性について講義いただきたいと、森田さんの方から打診がありました。今日は笑顔のつどいの今後の方向性について、新しい可能性を見つけていく、模索していくという趣旨で、お時間をいただいております。皆さんで、アイデアを出し合う会にしたいと考えておりますので、講義というよりも演習という形で聞いていただきたいと思ひます。

本日の流れですが、まずは社会教育委員の役割について、復習を兼ねて簡単に説明させていただきます。

その後笑顔のつどいの振り返りをして、笑顔のつどいの新たな可能性について探っていこうと考えております。

それではまず、今の世の中では急激な少子高齢化およびグローバル化の進展に伴って、激しい社会環境の変化の中にあります。地域社会においては、地域社会で支え合うという風潮が薄くなっていたり、教育力が低下したり、あるいは孤立した家庭が出てきたことが課題として指摘されております。ご存知かとは思いますが、学校においてはいじめや不登校、最近では貧困の問題も出てきており、子どもたちを取り巻く環境も複雑化および困難化しているといわれています。今、地域と学校がパートナーとして連携協働していく仕組みを整えようという動きが国でも県でも出ております。それが何かと言いますと、地域学校協同活動になります。地域学校協同活動がどのようなものかという、例えば、地域の高齢者や成人、学生、保護者、PTCAや民間企業などの、お手元の資料にある一番外側の円の部分になりますが、こういう幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていこうという取り組みです。学校を核とした地域づくりと呼ばれています。今までは、学校に対する支援という言い方をしてきたかと思いますが、これからは支援ではなく、連携協働という考え方に大きく変わってきました。地域学校協働活動推進員を配置する動きもあります。社会教育委員の皆さんとの関連性については、社会教育委員の皆さんが地域学校協働活動推進員になられ、あるいは、コミュニティスクールの中に入れていただくといった動きも出てきております。今後社会教育委員の皆さんに期待がかかっているところが世の中の動きとしてもあるということをご存知いただきたいと思います。

ここからは復習になりますが、社会教育委員の役割ということで、これは社会教育法の第十七条に法律として明記されております。他にも同じような法律があるんですけども、簡単に言いますと、社会教育に関する計画の立案、あるいは調査研究を行うことで、古賀市社会教育委員の会議でも毎年作成されています。提言書のように、社会教育に関して教育委員会に助言をするという大切な役割を担っているところでございます。

それから笑顔のつどいですね。これは社会教育委員の皆さんが、企画運営をして、26年度から5回にわたって実施されてます。私も9月2日に参加させていただいて、これまでの経緯等も見せていただきました。地域で活躍してある方々の発表の場、あるいは交流の場になっている研修会になっていると思えました。これを毎年古賀市社会教育委員の皆さんの力で運営されているということが大変素晴らしいと思えました。テーマについても特に29年度からは地域という言葉が見え隠れしており、時代を反映しているように思いました。

それでは早速本題に入りたいと思います。実際に皆さんがこれまでに作り上げられてきた笑顔のつどいですが、5回目を終えまして、様々な課題が見えてきたと思います。ですので、今から少しお時間をとりますので、お手元のピンクの付箋紙に課題を記入していただいて、それを基に交流をしていただきたいと思います。それではよろしく申し上げます。

(3人及び4人1グループに分かれ、各自課題の記入をしたのちに、グループごとに協議を行う。)

それでは時間になりましたので、協議の方を進めていきたいと思っております。今からは積極的にアイデアを

たくさん出すということを意識してください。笑顔のつどいの新しい可能性を探るということをテーマにとって、今出た様々な課題をどのようにしたら解決できるのかを考えていきたいと思います。その際にまず、古賀市にあるもの、人、ことをあらためて見直していただきたいと思います。古賀市にはたくさん活動団体や民間企業があるかと思いますが。これらのもの、人、ことに笑顔のつどいを掛け合わせることができないかという部分に着目しながら、新しい可能性を探っていただきたいと思います。それでは先ほどの課題を基に、皆さんでアイデアを出したいと思います。時間を15分とりますので、皆さんで十分に協議してください。また、出た案はお手元の黄色の付箋紙に記入をお願いします。それではよろしく願いします。

(各自案を記入したのちに、グループごとにディスカッションを行う。その後グループの構成メンバーを変更した後に、再度ディスカッションを行う。)

講師：

それでは全体で情報をシェアしたいと思いますので、どなたか発表をお願いします。

角森委員：

班の課題で、人が少なくなっていることや参加者の固定化があがりました。他の団体とつながりながら、お勉強だけではなくて、若い人もきてくれたらいいなど。それで、他の班に移動した際に、様々な団体が素晴らしい活動をたくさん実施しているが、それを受ける側は私を含めて手が回らないという状態だと考えました。移動先の班では、このような活動を大きな一つの塊として古賀市全体として打ち上げられたらいいなという意見が出ていました。例えばまつり古賀の中にこういうお勉強の場を設けることも可能でしょうし、スポーツのイベントを1つに固めようかという話もあるということなので、古賀で2つほど大きな催事をあげると、好き好きに任意の学習だけでもできるのではないかという意見も出ていたので、報告いたします。

村山委員：

私は隣の班で課題について話を聞いてきました。大体の課題は同じようなものだったんですが、私が最も大きな課題であると感じています小野校区の問題で、いい意見がありましたのでそれを紹介したいと思います。古賀市内においてもそれぞれの地域に伝統行事があるので、それを回るツアーなどを実施してはどうかという話がありました。私の意見としては、実際にツアーが実施できなかったとしても、古賀市内の運動場などで、実際に古賀のお祭りを実演して見せてもらうことも一つの手ではないかと思います。私が先日薬王寺で見てきましたおくだりは、大変見事なものでした。どちらの家の方も灯籠をもってメインストリートを下って、しばらくしたらまた戻ってこられるんですけども、そういうものをご覧になったら、古賀にもこういうものがあるんだと思う方や、喜ばれる方も出て来られるのではないかと思いますので、報告いたします。

講師：

市民の方が実は、伝統行事を含め、地域の事を知らないということはよくあります。素晴らしい案だと思います。商工会やまつり古賀、わくわくフェスタ、市民のつどい、今出てきた伝統行事、農業等古賀市内にはさまざまなもの、人、ことがあふれているのではないかと思います。

さて、時間も迫ってまいりましたので、私の方でまとめに入らせていただきます。事業や新しいことを始めるときに、理想やゴールがすごく遠くて、現状からこんなことをやってみたいと思ったときに、できない言い訳はたくさん出てきます。やろうと思ったときにすごく遠く感じるかと思いますが、その差をどのようにして埋めていくか、コツということでお示したのが、なにかと掛け合わせることなんですね。例えば、何かやりたい目的の事業があって、それに何かを掛け合わせてみる。これはアメリカの実際の事例ですが、スポーツをする人口を増やしたいとなった場合に、この事例では何を掛け合わせたといいますと、図書館を掛け合わせてます。図書館でもキックボクシングやヨガや瞑想、あるいは料理教室、子ども向けのダンスができるようになっていきます。これは、スポーツをしない人がどこにいるかと考えた際に、図書館にいるという発想から生まれました。先ほど実際に若い人たちが少ないという意見もありましたけれども、じゃあ若い人たちが集まりそうなものは何かなというのが一つのヒントになるかと思えます。

(萩尾先生より福智町の事例紹介)

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、2040年までに全国に896の自治体が消滅する恐れがあると提唱する方もいらっしゃいます。地域がつながる必要性は今後ますます高まりますが、古賀市も子どもたちがいつか胸を張って帰ってこれるようなまちに、みんなできていけたらいいなと思っております。これを持ちまして私の講演は終了させていただきます。本日はありがとうございました。

松本議長：

それでは謝辞を、松末副議長お願いします。

松末副議長：

本日は遅い時間にお越しいただきましてありがとうございました。私達委員だけでは考えが及ばない、もの・ひと・ことを掛け合わせるという視点を教えていただきありがとうございました。グループワークの中で出てきたたくさんの意見を基に、地域づくりのかなめとなるべく、学んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

(講師退出。社会教育委員及び事務局は継続協議。)

松本議長：

それでは「3. 報告事項」にうつります。古賀市社会教育施設使用料減額免除制度の見直しについて事

事務局からお願いします。

事務局：

資料を添付しておりますが、先だって説明会を実施いたしましたので、その経緯と内容についてご報告をさせていただきます。リーパスプラザこがの施設利用料の減免制度の見直しについて、使用料の検討をしていただきました公民館運営審議会に、9月28日金曜日に意見を伺いまして、それを基に10月27日土曜日18時から、交流館の多目的ホールで減額団体登録をされている団体向けに説明会を実施いたしました。公共施設の使用料は市民の皆様には負担をかけないように、近隣とのバランスも考慮しながら、価格を設定しておりますが、料金徴収につきましては全額徴収が基本となっております。減免をする場合というのは、市の政策と合致し、なおかつ負担軽減が必要な場合に限るとというのが基本的な原則であると考えております。これまでは利用促進の側面を強く持っておりましたので、積極的に減免を行ってきたところですが、今後は原則に立ち返りまして、利用者の皆様に公平かつ一定のご負担をいただきたいと考えております。古賀市の減免の制度としましては、あらかじめ減額を目的として団体を登録し、その団体が予約をとった場合、利用内容にかかわらず半額の減額になるという制度と、大きな事業を実施される際に、その都度減免の申請をしていただいて、事業内容の審査のうえで減免が適用されるという2つの制度がございます。今回は資料の方にもありますが、減額団体登録制度の要綱を廃止したいと考えております。また、免除につきましては公共の使用に限られることとなります。半額減額になる対象といたしましては、大きな変更点として、時間貸しの施設は今後対象外となり、区分貸し施設のみが減額申請の対象となります。

見直しの時期につきましては、今年度末にしております。経過措置として3月までになされた予約につきましては、時間貸し施設につきましても半額減額の対象とさせていただきます。4月以降の予約につきましては正規の料金をいただくということで説明をさせていただきました。現在、区分貸し施設の都度減免に関しましては研究中でありますので、なるべく早めに結論を出しまして、皆様にお知らせしたいと考えております。以上報告となります。

松本議長：

ではご意見ご質問をお願いいたします。

平島委員：

前回の減免の際には、社会教育委員の会議において料金設定に関して諮問を受けましたが、今回は公民館運営審議会において諮問されたということですね。今結果をお聞きしていますが、例えば具体的に名前を出すと、囲碁同好会はどうなりますか。

事務局：

囲碁同好会については、時間貸し施設を利用して活動頂いているため、皆さんと同じく正規料金をいただくということでお願いをしております。

平島委員：

個人的な意見を申しますと、囲碁同好会は最大の利用団体だと思うんですね。年間で支払っている金額が今までの倍になるんですね。そうすると年金をもらっている方だけの団体でこういう金額になってしまくと、使えなくなるんですね。それが本当に市民のためになるのかどうか、非常に疑問に思っているんですけども。

事務局：

それにつきましては囲碁同好会を含め、他にも複数の団体からも意見をいただいたところです。しかし、我々としたしましては使用料の原則に立ち返らせていただき、利用時間や会費を見直していただき、工夫して会を運営していただくことで、公平な負担をお願いしたところです。

平島委員：

このように一方的に減免がなくなりましたとの報告を受けますと、全く利用できなくなる団体が目に浮かびます。特に文化協会に入っている団体であれば、劇団DAICOON等は非常に練習場所に困ると思います。ですので、やはり市民の声も大事なんでしょうけど、少数意見もあるかと思しますので、もう少し考慮頂いてもいいのではないかと思います。このままだと70歳以上が主力の団体は、総じて交流館から出なくてはならない状況になるかと思えます。

事務局：

現実的には、前回の使用料見直しの時に何団体かは使用されなくなりました。現在は、1000団体以上の利用者登録がある中で、減免団体が47団体あり、前の制度から移行された方が多く実際に利用されている団体は40団体ほどです。そちらの方々とは話をさせていただいて、了解は頂いたところです。

松本議長：

今の時期に見直しに踏み切られたのはなぜですか。

事務局：

もともと減免制度については、激変緩和のために3年間という期限付きで運用しておりました。最初の登録からの期間が今年度末をもって3年が経過しますので、見直しをさせていただきました。

上野委員：

4月以降で予約される場合の区分貸し施設の都度減免について、登録団体という制度を維持した場合、各団体への登録の通知等はされますか。

事務局：

各団体への通知は致します。

平島委員：

交流館の損益分岐点と申しますか、どのくらい収入があればいいですか。使用料を下げても多くの方に利用していただくという方法もあると思います。実際、団体の中には以前交流館を利用していたが、今では地区の公民館で活動せざるを得ないような団体も出ております。せっかくこれだけ立派な建物があるのだから、価格を下げても受け入れを優先するべきだと考えます。

事務局：

損益分岐点の話ですが、現在の値段の設定が、投資を除いてランニングコストのみを1平方メートル当たりの13時間で割って、1時間当たりの費用を算出しております。その金額が1000円であり、半額のみを使用料として徴収することとしております。そのため、この時点で半額は市で負担している状態です。ですので基本的には値下げは考えておりません。実際のところ、年間のランニングコストは人件費2人分を含め約800万円であり、これに対して現在の収益は1600万円ほどです。これは使用料を下げても多くの人に利用いただいたとしても、賄いきれないということは十分にご理解いただけるかと思えます。

平島委員：

金額を上げたとしても、利用者の増加が見込めない場合は、収入は増えないと思います。

事務局：

新規利用者の掘り起こしを含めて、努力したいと思います。

平島委員：

分かりました。

事務局：

補足の説明をさせていただきます。現状として、固定の方々がこれだけの施設を利用しているという側面もあり、新規利用者が使いにくいということも見受けられます。人口5万9千人の古賀市なので、より多くの方々に公平に利用していただくことを目指すとともに、今まで利用していた方々が利用できなくなるという事態は、避けたいと思っております。そして、地域の公民館に関しては、その自治会によって稼働率に大きく差があります。できれば、高齢になれば歩いて通うことのできる公民館等を利用していただくということを視野に入れながら、その活動についてもお手伝いさせていただきながら、理解もしていただけたらと考えております。ですので、乱暴に減免制度を廃止しますということではなくて、今後のそういった方々の悩みにも耳を傾けながら、一緒に解決策を考えていきたいと考えております。

松本議長：

先ほど事務局からもありましたが、こういった制度を見直し、廃止することで、利用者の負担が増加することは明らかです。しかし、解決策を考えていきたいということですので、ぜひそちらを具体化していただきたいと思います。

では、協議事項はこれで終了します。「4. その他」に移ります。まずは各委員からお願いします。

(松本議長、松末副議長、船越委員、國友委員から平成30年度第48回九州ブロック社会教育研究大会熊本大会について報告。松本議長から、糟屋地区社会教育委員代表者視察研修について報告。)

松本議長：

では事務局からお願いします。

(事務局からの連絡事項は無し。)

松本議長：

質問等がなければ、終わりの言葉を松末副議長からお願いします。

松末副議長：

お疲れ様でした。